

主 な 内 容

綿工連綿's倶楽部全国交流会今治において開催／同交会理事会及び綿スフ工連正副理事長・綿工連正副会長会議開催／取引適正化推進のための説明会遠州産地で開催／「小規模事業者持続化補助金」公募開始／第118回繊維通商問題委員会開催／第1回繊維産業技能実習事業協議会開催／平成30年度予算成立／EPA、TPPの動向／特許公開情報

※「諸外国・地域における放射線検査実施状況等(鉱工業品分野)」は2016年6月号の5月31日付けデータを参照ください。

●綿工連綿's 倶楽部全国交流会今治において開催

3月2日(金)、第53回綿工連綿's倶楽部全国交流会が今治市において開催された。今回の交流会は綿工連産地ではなくタオルの今治産地での開催となり、綿工連傘下15産地から51名が参加した。

当日は、今治タオル工業組合傘下企業の「株式会社藤高」とグループ会社の「同心染工株式会社」を見学し、その後、今治市内のホテルにおいて交流会を開催。最初に安藤綿's倶楽部委員長と綿工連貝原会長の挨拶があり、続いて初参加の若手機業後継者5名が自己紹介を行った。

また、今治タオル工業組合の桜田青年部会長より今治タオル産地の概況について説明があった。懇親会には今治タオル工業組合の井上理事長はじめ今治タオル青年部会から11名の出席があった。

●同交会理事会及び綿スフ工連正副理事長・綿工連正副会長会議開催

3月12日(月)、一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会が開催され、平成30年度事業計画・収支予算(案)及び平成30年度借入金限度額について諮られ承認された。同交会理事会終了後、綿スフ工連正副理事長・綿工連正副会長会議を開催した。

●取引適正化推進のための説明会遠州産地で開催

3月12日(月)、繊維産業流通構造改革推進協議会は、浜松市の「遠州織物会館」において、「下請法違反事例」「取引ガイドライン」、「繊維産業の自主行動計画」等についての説明会を実施した。当日は遠州織物組合、天龍社織物組合、浜松織物組合の傘下企業11名が出席した。

●「小規模事業者持続化補助金」公募開始

平成29年度補正予算「小規模事業者持続化補助金(小規模事業者支援パッケージ事業)」は、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助するもの。

なお、本公募においては、事業承継に向けた取り組み、生産性向上に向けた取り組みを実施する事業者を重点的に支援する。

○公募期間 平成30年3月9日～5月18日

○対象者 全国の小規模事業者

○補助率 補助対象経費の2/3 (補助上限額 50万円)

100万円 (賃上げ、海外展開、買物弱者対策)

500万円 (複数の事業者が連携した共同事業)

○対象となる事業

策定した「経営計画」に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。

◆補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限る)、⑫設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、⑬委託費、⑭外注費

※次の(1)～(3)の条件をすべて満たすものが補助対象経費となる。

(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(2) 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

(3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

○公募要領

・商工会の管轄地域で事業を営む小規模事業者

http://www.shokokai.or.jp/cms_ing/upfiles/2018/03/1ee754eb0ca6f80bb8c93b2336358889.pdf

・商工会議所の管轄地域で事業を営む小規模事業者

http://h29.jizokukahojokin.info/files/8815/2057/3608/koubo_h29.pdf



●第118回繊維通商問題委員会開催

3月15日(木)、織産連の第118回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)平成31年度中国の特恵関税卒業について(財務省関税局関税課から説明)、(2)日本の繊維貿易の現況について(2017年1-12月期、2017年12月・織産連説明)、(3)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(4)その他。

1. 輸出入全般の動向

I .2017年1-12月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸 出	886,211	102.7	7,905	99.5
輸 入	4,105,473	104.3	36,614	100.9

①2017年12月単月に関しては、輸出は円ベースで87,967百万円(前年同月比107.2%)、輸入は円ベースで333,379百万円(前年同月比105.2%)

②2017年1-12月累計の繊維品別輸出入実績は、輸出(円ベース)の前年同期比は、繊維原料は90.0%、糸類(紡績糸・合繊糸)は105.9%で、うち綿糸は104.0%、毛糸は89.9%、合繊糸は104.6%。織物は100.9%で、うち綿織物は97.0%、毛織物は93.4%、合繊織物は101.9%。二次製品は107.1%。輸入(円ベース)の前年同期比は、繊維原料は112.2%、糸類(紡績糸・合繊糸)は100.9%で、うち綿糸は97.1%、毛糸は81.5%、合繊糸は104.9%。織物は103.1%で、うち綿織物は99.5%、毛織物は98.3%、合繊織物は103.8%。二次製品は104.4%

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2017年1-12月累計)

I .2017年1-12月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは103.9%、欧州99.9%。

II .アジアにおいては中国が105.0%。シェアは30.7%で前年同期比0.6ポイントアップと回復傾向が続く。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが101.4%、タイ106.2%、ミャンマー108.6%、ベトナム107.9%。アセアン全体では105.6%、シェアも24.8%(前年同期比+0.7ポイント)と伸びている。中でもベトナムのシェアは11.7%(前年同期比+0.5ポイント)と安定した伸び。また、カンボジアが115.2%。アセアン以外では、パキスタン113.7%、バングラデシュが101.5%、インド106.6%と回復傾向は続いている。台湾は101.9%。

欧州ではイギリスが107.3%、フランス103.6%、ドイツが104.5%。

III .米州は110.6%、シェアは10.2%で前年同期比+0.8ポイント)。

②輸入(2017年1-12月累計)

I .2017年1-12月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が104.3%、米州104.6%、欧州103.5%。

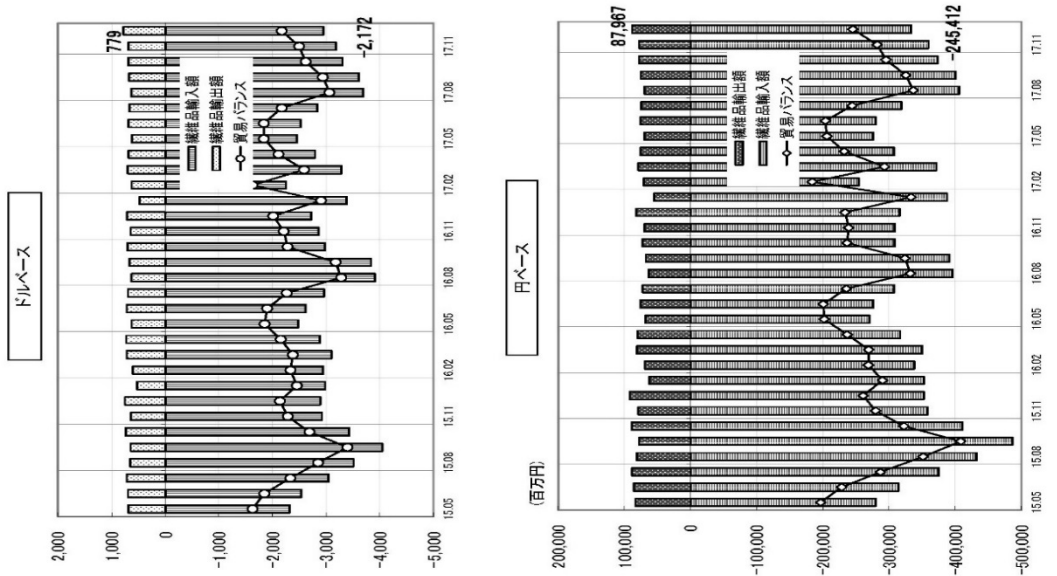
Ⅱ.アジアでは中国が102.6%だが、シェアは60.2%(前年同期比-1.1ポイント)と減少が続く。

Ⅲ.アセアン全体では109.6%。主要国はベトナム110.7%、インドネシア106.7%、カンボジアが105.7%、マレーシアが115.5%、ミャンマー105.9%と伸びている。アセアンのシェアは24.2%(前年同期比+1.2ポイント)と安定した伸びが続く。ベトナムのシェアは11.0%(前年同期比+0.6ポイント)。

輸入も、アセアン以外では台湾109.4%、ドイツ115.7%、アフリカ110.8%と伸びが続いている。バングラデシュは98.7%に留まっている。

次回の繊維通商問題委員会は5月9日開催予定。

輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		素額(単位:百万円)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
15.05	688.5	83,134	2,316.5	279,689	-1,628.0	-198,555	120.74
15.06	691.7	85,593	2,539.3	314,238	-1,847.6	-228,645	123.75
15.07	715.7	88,194	3,046.0	375,356	-2,330.3	-287,162	123.23
15.08	657.6	81,035	3,506.2	432,316	-2,850.6	-351,283	123.23
15.09	646.0	77,660	4,044.8	486,268	-3,398.8	-408,608	120.22
15.10	736.9	88,468	3,424.5	411,146	-2,687.6	-322,680	120.06
15.11	641.6	78,624	2,925.0	358,432	-2,283.4	-279,808	122.54
15.12	751.5	91,558	2,892.4	352,409	-2,140.9	-260,851	121.84
16.01	524.9	62,064	2,979.3	352,300	-2,454.4	-290,236	118.25
16.02	602.3	69,273	2,940.0	338,156	-2,337.7	-268,883	115.02
16.03	716.5	81,013	3,096.6	350,138	-2,380.1	-269,125	113.07
16.04	726.9	79,876	2,881.0	316,561	-2,154.1	-236,685	109.88
16.05	624.5	68,168	2,478.2	270,484	-1,853.7	-202,326	109.15
16.06	716.1	75,537	2,618.4	276,214	-1,902.3	-200,677	105.49
16.07	693.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,906.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,362	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,595	103.82
16.11	645.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,212.2	-239,316	108.18
16.12	707.6	82,046	2,724.4	315,665	-2,014.8	-233,619	115.95
17.01	477.1	54,737	3,380.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113.06
17.03	695.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	683.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-296,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
17.01-12	7,905.0	866,211	36,613.1	4,105,473	-28,708.1	-3,219,262	
前年同期比	7,941.2	863,006.0	36,255.7	3,932,576.0	-28,314.5	-3,069,570.0	
前年同月比	-36.2	23,205	357.4	172,897	-394	-149,692	
	99.5%	102.7%	101.0%	104.4%	101.4%	104.9%	



繊維品輸出総括表11月実績、1-11月対比

品目	単位	2016年1~11月			2017年1~11月			前年同期比(%)			2017年11月			前年同期比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	479,137	979,473	106,326	459,562	847,647	94,947	95.9	86.5	89.3	39,417	68,677	7,755	89.6	88.9	92.8
合繊短繊維	トン	177,974	680,636	73,635	170,364	643,333	72,053	95.7	94.5	97.9	12,832	52,226	5,897	86.6	91.8	95.8
セルロース短繊維	トン	32,085	162,134	17,917	17,674	79,343	8,891	55.1	48.9	49.6	1,246	5,280	596	67.9	63.2	65.9
糸類	トン	116,312	981,143	106,035	121,329	999,173	111,916	104.3	101.8	105.5	11,152	92,528	10,448	106.6	106.0	110.7
毛糸	トン	347	11,270	1,203	311	9,763	1,090	89.5	86.6	90.5	8	368	42	100.0	109.5	116.7
綿糸	トン	2,910	22,880	2,465	3,399	22,097	2,479	116.8	96.6	100.6	529	2,702	305	430.1	147.9	154.0
合繊糸	トン	96,093	734,629	79,391	101,430	737,838	82,638	105.6	100.4	104.1	9,293	68,448	7,729	105.9	105.2	109.8
セルロース繊維糸	トン	11,320	136,522	14,777	11,321	140,984	15,800	100.0	103.3	106.9	925	11,768	1,329	84.2	88.4	92.3
織物類	千㎡	745,179	2,264,678	244,468	743,628	2,193,789	245,746	99.8	96.9	100.5	74,810	220,026	24,846	109.4	105.5	110.1
綿織物	千㎡	117,236	448,646	48,610	108,517	409,704	45,890	92.6	91.3	94.4	11,475	42,847	4,838	107.3	105.4	110.0
絹織物	千㎡	4,525	50,991	5,512	4,395	45,851	5,135	97.1	89.9	93.2	399	4,049	457	98.0	92.0	96.0
毛織物	千㎡	19,099	187,049	19,902	17,489	166,245	18,582	91.6	88.9	93.4	1,413	12,859	1,452	84.6	85.7	99.9
合繊織物	千㎡	501,839	1,208,368	130,506	508,518	1,190,857	133,433	101.3	98.6	102.2	52,208	122,636	13,848	112.3	105.4	110.0
セルロース繊維織物	千㎡	46,339	192,166	20,757	46,129	197,652	22,141	99.5	102.9	106.7	4,454	21,228	2,397	103.7	113.1	118.0
二次製品	トン	156,817	3,008,270	324,133	169,769	3,085,764	345,634	108.3	102.6	106.6	15,977	304,804	34,419	108.3	112.0	116.9
衣類	トン	3,965	550,710	59,318	3,977	527,179	59,064	100.3	95.7	98.6	452	53,807	6,076	123.2	115.6	120.7
その他	トン	152,852	2,457,559	264,816	165,792	2,558,585	286,570	108.5	104.1	108.2	15,525	250,997	28,343	107.9	111.2	116.1
総計	トン	857,359	7,233,564	780,962	855,711	7,126,373	796,244	99.6	98.5	102.2	76,984	686,039	77,467	97.7	106.3	111.0

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19200.7019.19900.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表12月実績、1-12月対比

品目	単位	2016年1~12月			2017年1~12月			前年同期比(%)			2017年12月			前年同期比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	264,624	589,126	64,249	289,007	642,648	72,091	109.2	109.1	112.2	24,303	57,352	6,479	108.7	119.2	116.2
まゆ・生糸	トン	558	24,615	2,677	593	30,235	3,393	106.2	122.8	126.7	40	2,351	266	76.9	109.1	106.4
羊毛等	トン	13,671	137,530	15,033	11,784	127,843	14,354	86.2	93.0	95.5	1,054	13,760	1,555	103.3	130.4	127.0
綿花	トン	93,240	138,320	15,180	102,844	162,295	18,202	110.3	117.3	119.9	7,714	11,494	1,299	100.1	106.7	104.0
合繊短繊維	トン	71,175	143,868	15,619	81,138	165,605	18,575	114.0	115.1	118.9	7,177	15,379	1,737	113.1	120.7	117.5
セルロース短繊維	トン	16,494	37,657	4,101	15,458	36,579	4,099	93.7	97.1	99.9	1,351	3,104	351	123.4	125.8	122.7
糸類	トン	302,942	1,199,758	130,515	293,143	1,174,014	131,650	96.8	97.9	100.9	22,941	93,522	10,565	98.2	107.4	104.6
毛糸	トン	8,475	157,967	17,249	6,194	125,381	14,057	73.1	79.4	81.5	428	9,112	1,029	92.4	109.3	106.5
絹糸	トン	1,179	56,818	6,182	1,312	69,063	7,747	111.3	121.6	125.3	119	6,921	782	129.3	151.4	147.5
綿糸	トン	62,370	240,981	26,205	56,285	226,753	25,433	90.2	94.1	97.1	4,353	17,842	2,016	100.1	101.9	99.3
合繊糸	トン	208,081	631,991	68,707	207,175	643,067	72,101	99.6	101.8	104.9	16,318	51,207	5,785	97.5	106.3	103.6
セルロース糸	トン	16,429	75,987	8,264	15,378	71,316	8,000	93.6	93.9	96.8	1,240	5,677	641	101.1	100.6	98.0
織物類	千㎡	930,114	1,331,516	144,725	916,449	1,331,049	149,272	98.5	100.0	103.1	73,929	112,539	12,714	103.2	108.3	105.6
綿織物	千㎡	266,523	263,950	28,726	255,244	254,833	28,587	95.8	96.5	99.5	20,633	22,944	2,592	115.5	115.1	112.2
絹織物	千㎡	5,245	43,633	4,749	4,954	45,247	5,076	94.5	103.7	106.9	365	3,662	414	91.9	102.5	100.0
毛織物	千㎡	22,083	184,118	19,872	20,224	174,585	19,542	91.6	94.8	98.3	1,778	16,529	1,867	87.0	109.7	106.9
合繊織物	千㎡	527,286	557,728	60,617	523,731	560,881	62,911	99.3	100.6	103.8	40,932	43,916	4,961	97.9	103.9	101.3
セルロース織物	千㎡	77,857	50,324	5,493	81,267	47,259	5,302	104.4	93.9	96.5	7,685	4,476	506	115.2	109.5	106.8
二次製品	トン	1,962,676	33,160,371	3,595,756	2,041,077	33,465,362	3,752,459	104.0	100.9	104.4	170,698	2,687,630	303,622	106.4	107.8	105.0
衣類	トン	1,068,728	27,640,747	2,996,330	1,092,552	27,720,571	3,108,184	102.2	100.3	103.7	89,566	2,202,337	248,798	105.1	107.3	104.5
その他	トン	893,948	5,519,624	599,426	948,525	5,744,791	644,275	106.1	104.1	107.5	81,132	485,293	54,824	107.9	110.2	107.4
総計	トン	2,729,067	36,280,771	3,935,245	2,824,527	36,613,073	4,105,473	103.5	100.9	104.3	233,986	2,951,043	333,379	105.6	108.0	105.2

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19090.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。

●第1回繊維産業技能実習事業協議会開催

繊維事業者は、繊維産業において外国人技能実習生に関する労働関係法などの違反事例が生じている状況を踏まえ、平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)」に基づき、技能実習制度の適正化等に係る周知や徹底を図るとともに、技能実習の実施等に係る状況の把握や、技能実習の適正な実施等に資する取組等について協議を行うため、繊維産業技能実習事業協議会を設置することとなった。

この第1回の会合が、3月23日(金)、経済産業省において開催され、経済産業省製造局長はじめ事業所管省庁担当官と繊維業界団体代表者が出席した。当会から貝原会長が出席した。

当日は、厚生労働省、法務省、外国人技能実習機構から昨年11月に施行された制度概要について説明があり意見交換が行われた。

今後、本会合において①技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底、②技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握、③技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議が行われることになる。

●平成30年度予算成立

3月28日、平成30年度予算が政府案通り成立した。予算概要については本誌1月号に掲載。一般会計総額が97兆7128億円と過去最大、内経産省12,805億円。平成29年度補正予算については2月1日に政府案通り成立している。

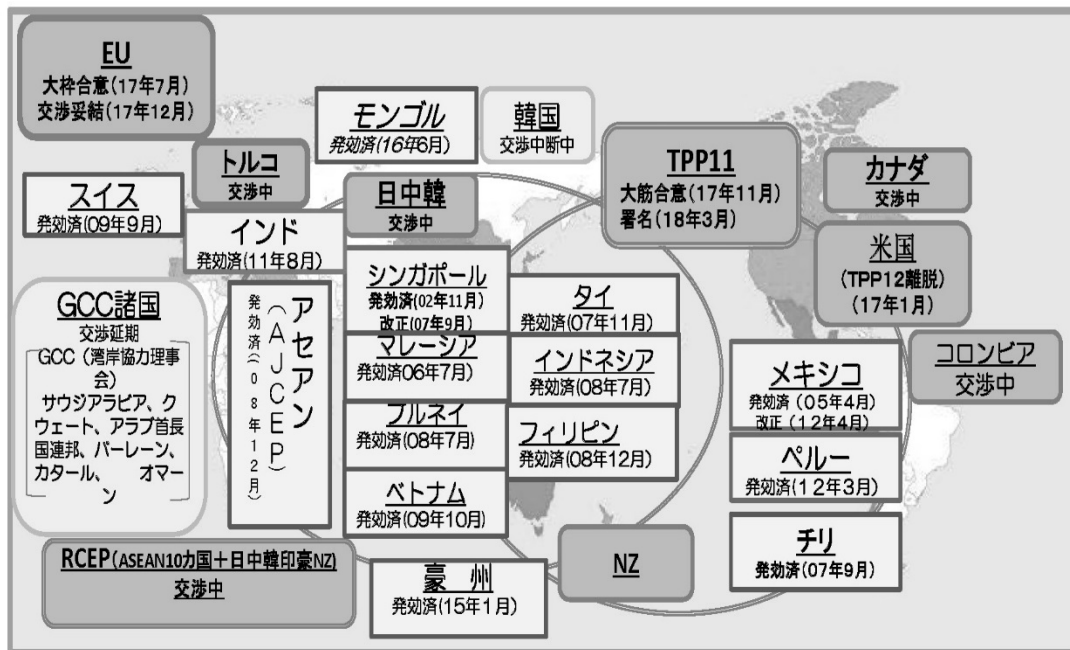


EPA(経済連携協定)、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

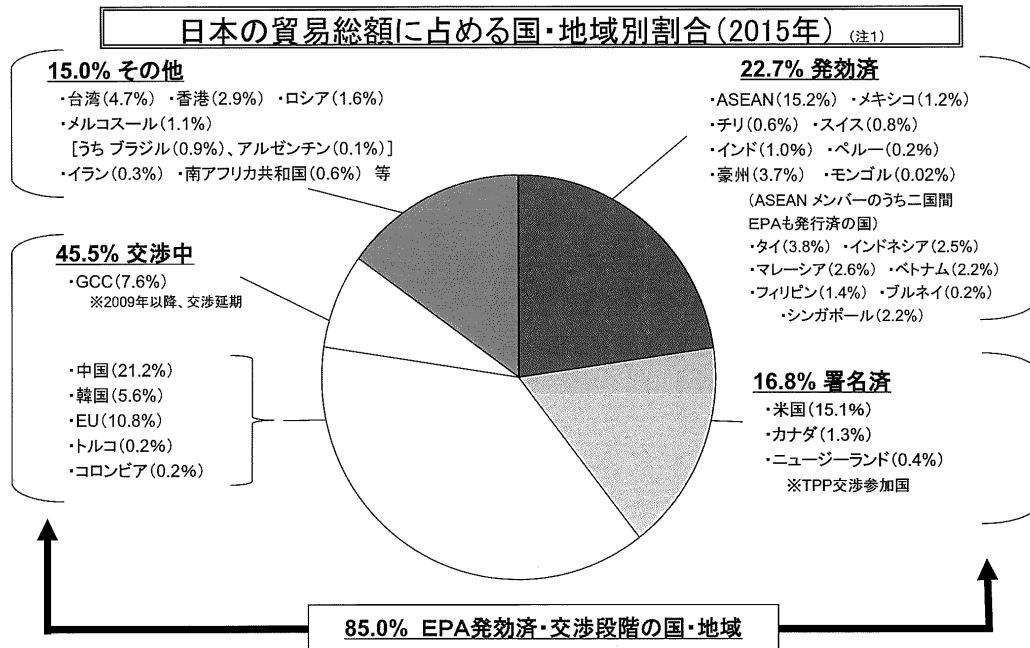
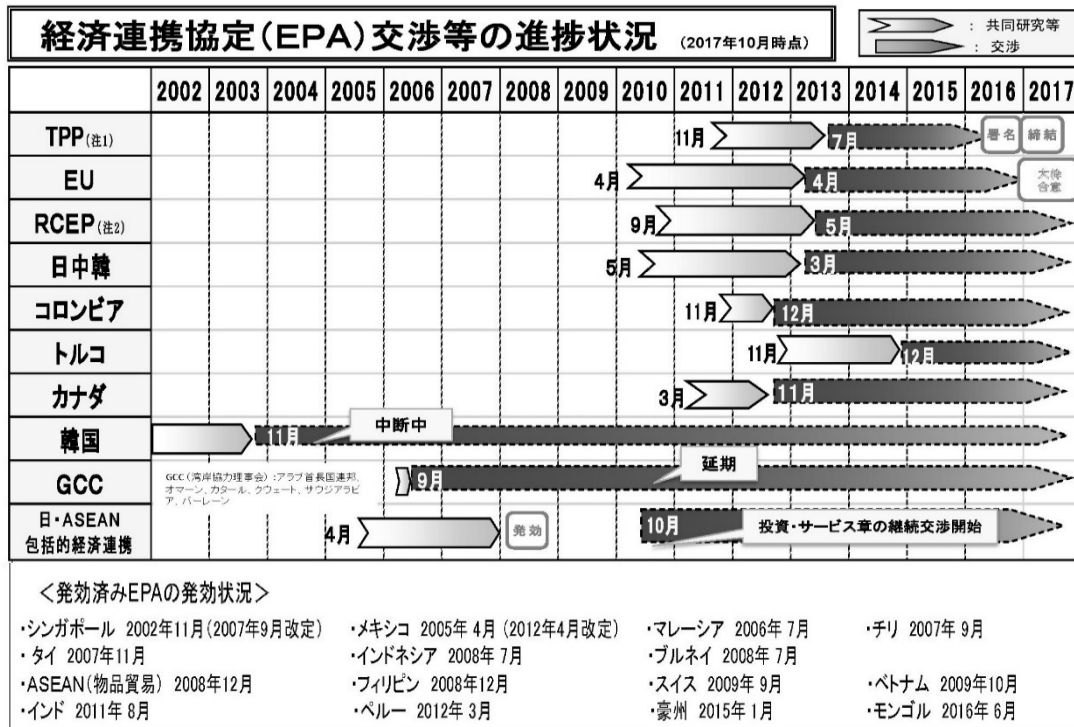
●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等 TPP11(大筋合意)3月に署名、日EU(大枠合意、交渉妥結)、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)
- 交渉中(3カ国、4地域): RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域): 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力理事会)(交渉延期)



TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱: 2017年1月)

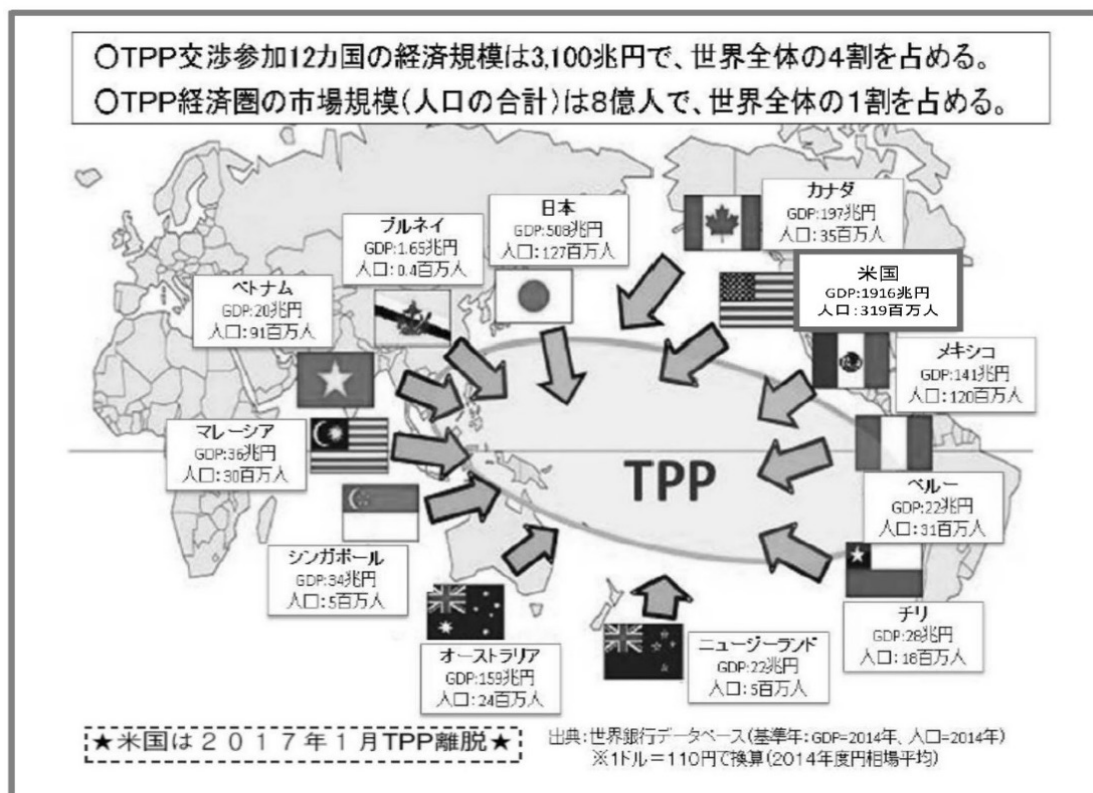


【参考】主要国のFTA比率(注2)(2016年8月現在 発効・署名済のもの)
 日本: 39.5%、米国: 47.4%、EU: 29.8%、韓国: 67.4%、中国: 38.0%

(注1) 日本は財務省貿易統計(2015年)をもとに作成。他国は「我が国の経済連携協定(EPA)の取組(外務省ホームページ) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037892.pdf)をもとに作成。
 (注2) FTA比率: FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。



●TPP12の概要



TPP内閣官房政府対策本部「TPPとは」

●TPP11をめぐる動き

3月8日、チリ(サンティアゴ)において、協定参加各国の代表がTPP11協定に署名した。

本協定は、アジア太平洋地域において、自由で公正な貿易ルールを高い水準で実現し、21世紀にふさわしい新たな経済的秩序を作り出し、日本が「自由貿易の旗手」として大きな存在感を示すものとしている。

また、本協定は関税の削減・撤廃だけでなく、投資、サービス、知的財産、国有企業、電子商取引など幅広い分野にわたり、日本の企業の高度なバリューチェーンを作り出す基盤となるものであり、我が国産業の成長に著しく寄与するものと考えられる。

閣僚声明においては、今後各国において「本協定を迅速に発効させるために国内手続きを完了する」こと、また「本協定に加入することを希望する他の多くのエコノミーによって示された関心を歓迎する」旨が盛り込まれた。TPP11は11か国のうち6か国の批准後その60日後に発効となる。

TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択版を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

1

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。



TPP11の効果

経済効果

<TPP11>

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

●TPP11協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案

平成30年3月27日、TPP11協定及び国内法改正法案の国会提出について閣議決定された。国内法改正法案である「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」がTPP等政府対策本部のウェブサイトに掲載された。

第1: 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正(本則関係)

1.題名の改正(題名関係)

法律の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改めること。

2.施行期日の改正(整備法附則第一条関係)

整備法は、一部の規定を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

3.その他所要の改正を行うこと。

第2: その他(附則関係)

1.この法律は、公布の日から施行するものとする。

2.所要の規定の整備を行うこと。

(注) 整備法 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(TPP整備法)について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 題名の改正 (TPP整備法題名)

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」



「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び **環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定** の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」

B. 施行期日の改正 (TPP整備法附則第1条)

◇ 一部の規定を除き、

環太平洋パートナーシップ協定の発効日



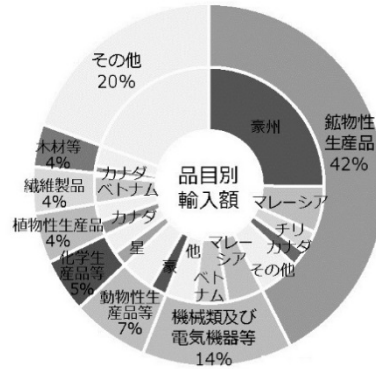
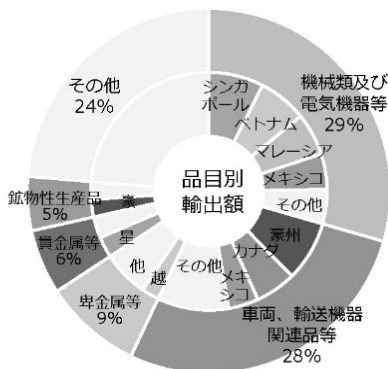
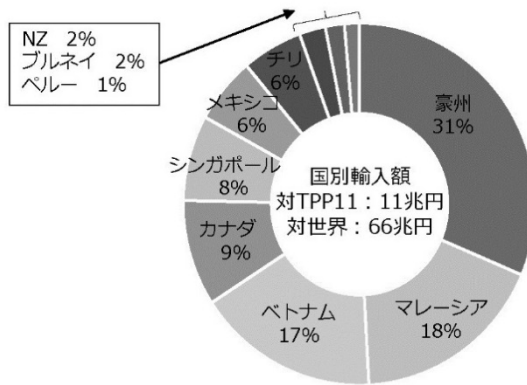
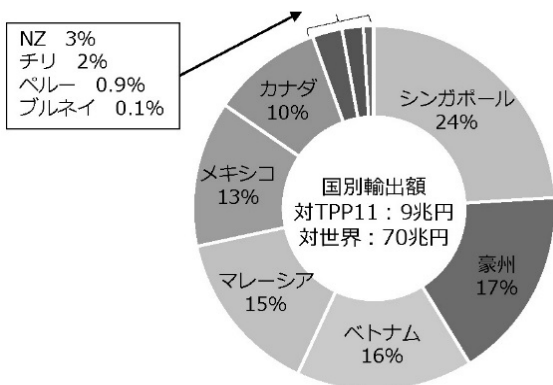
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 の発効日



(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)

日本のTPP11からの輸入額(2016年)



2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内粗分に
基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kl 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kl
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6~6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。



(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地:1.9~14.2% 衣類:4.4~13.4%
一部の衣類((化合繊維製オーバーコート等)	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14%

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊維)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊維(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3) 繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。

<その他の要件>

①弾性生地ルール

61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。

②縫糸ルール

61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。



③絹100%の着物に関するルール

着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。

※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

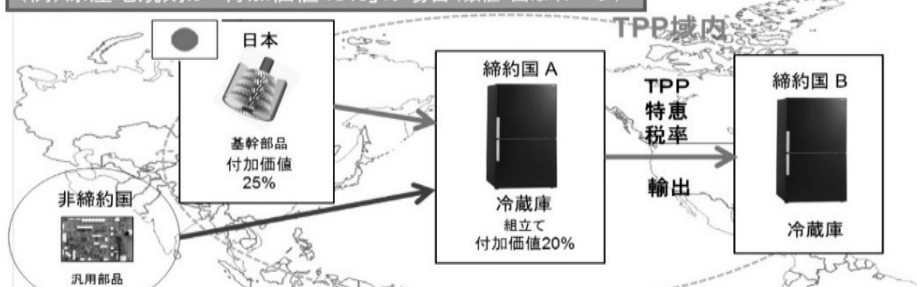
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の**原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)**。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する**完全累積制度を採用**。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に追加された付加価値は足し上げが可能になる。

(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)



日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

○ 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

○ 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。

2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：プリズベン)
 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 7～11月：第11～第13回交渉会合
 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 9月：第17回交渉会合
 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：総務省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳交渉官会合(交渉妥結)

2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要(抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%



●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局長会合）

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

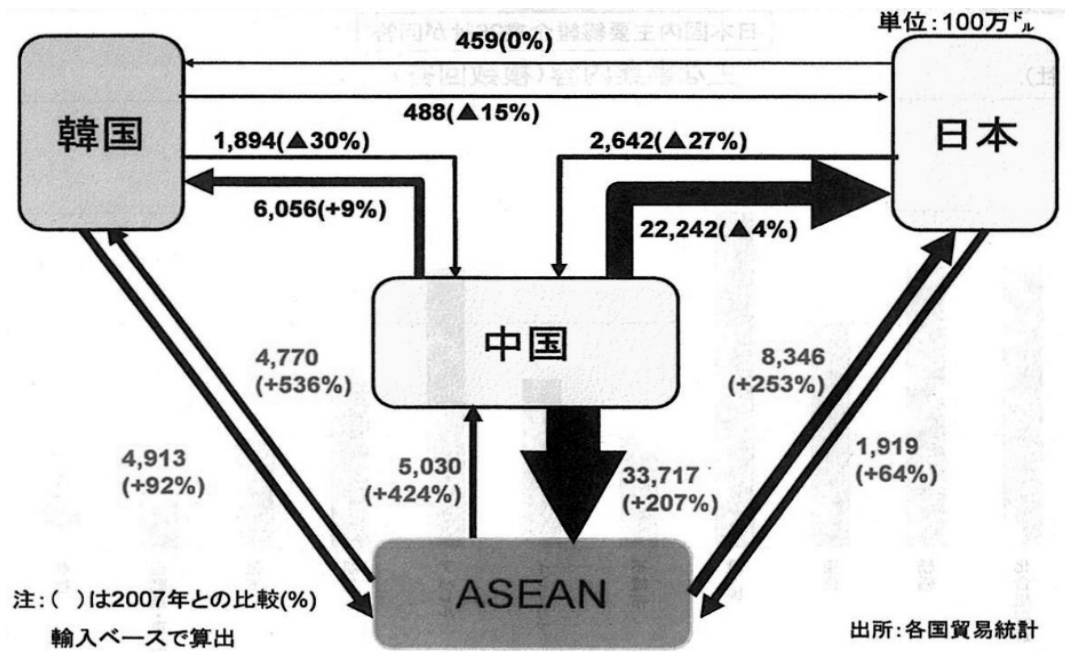
- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 次回（第12回）会合（局長/局長級会合及び首席代表会合）を調整中（於：日本）。

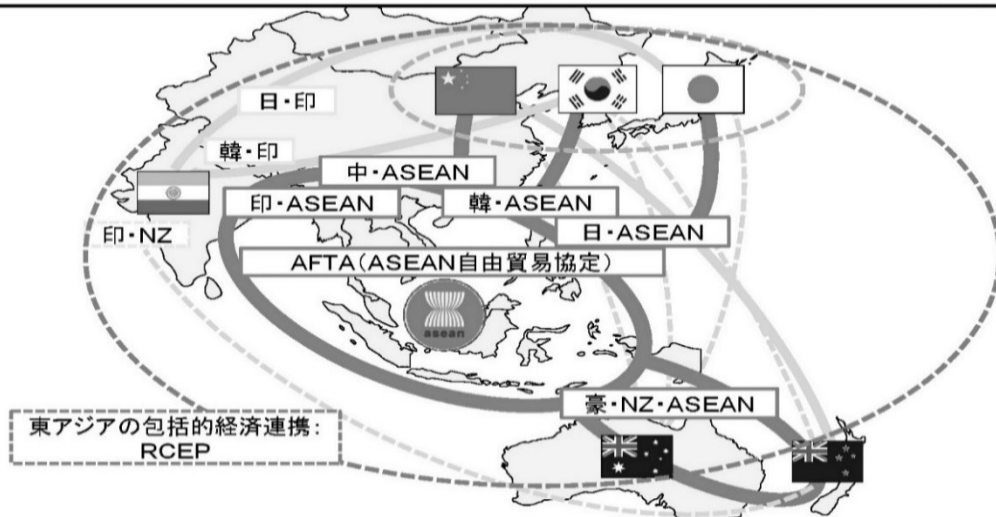
2017年4月：第12回交渉会合（首席代表会合）（東京）
 2017年3月：第13回交渉会合（首席代表会合）（ソウル）

東アジアの繊維貿易フロー（2016年）



中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

- ・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
- ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



10

●日・RCEP経済連携協定について

3月3日、シンガポールにおいて、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の第4回中間閣僚会合が開催された。同会合には、日本から世耕経済産業大臣他関係者が出席した。この会合では、これまでに実施された、高級実務者レベルの貿易交渉委員会会合、物品貿易、サービス貿易、投資等に関する各作業部会等における議論の結果が報告されるとともに、今後の交渉の取り組み方等について議論が行われ質の高い合意内容を前提に年内合意を目指すとしている。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

<p>1. これまでの経緯</p> <p>RCEPとは、既にASEANと「個々にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を发出。</p> <p>2017年：第17回交渉会合(於：日本)を開催。</p>	<p>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント</p> <p>○ 交渉の原則(抄) 参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○ 物品貿易 交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p>3. 「RCEP交渉に関する共同声明文」(2016年9月首脳会議)(抄)</p> <p>RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化するよう、閣僚及び事務方に指示する。</p> <p>4. 今後の予定</p> <p>2017年5月 第18回交渉会合(於：フィリピン)</p>
---	--



- 2017年5月:第18回交渉会合(フィリピン)
2017年7月:第19回交渉会合(インド)
2017年9月:第5回閣僚会議(フィリピン)
2017年10月:第20回交渉会合(韓国)
2017年11月:閣僚会合・首脳会合(フィリピン)
2018年2月:第21回交渉会合(ジョグジャカルタ)
2018年3月:中間閣僚会合(シンガポール)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・インドネシア「日・ASEAN包括経済連携協定」の実施

「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との協定(日・ASEAN包括的経済連携協定。以下、「AJCEP 協定」)」について、2018年3月1日より、日本とインドネシアとの間でAJCEP協定の運用が開始された。同日より、AJCEP協定上のインドネシア原産品については、同協定に基づく特惠税率を利用することが可能となっている。

【留意事項】

- ①AJCEP協定に基づく特惠税率の適用を受けようとする場合、AJCEP協定上のインドネシア原産品である必要があり、インドネシアにおいて発給されるAJCEP協定に定められた原産地証明書(注)を、輸入申告等の際に税関へ提出する必要がある。(当該物品の課税価額の総額が20万円以下である場合等を除く)。
- ②3月1日以降、インドネシアを原産地とする貨物のうち、一般特惠関税制度上の特惠税率(いわゆる一般特惠税率(GSP税率))がAJCEP協定に基づく特惠税率より高い品目 または同じ税率の品目については、一般特惠税率は適用されない。
(注1) AJCEP協定に基づく原産地証明書(以下「CO」)の発給については、日本からインド

ネシアに輸出される原産品のCOは平成30年3月1日以降、日本商工会議所に対して発給申請することができる。

また、3月1日以前に船積みされた貨物(船積み後12か月以内のもの)について、AJCEP協定及びインドネシアの国内法令に基づき、原産地証明書を遡及発給する制度がある。

日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定 (概要)

1 協定の意義と概要

我が国初のマルチEPAであり、我が国と緊密な関係を有するASEANとの戦略的関係を強化するもの。本協定は、物品貿易の自由化・円滑化の他、知財・農林水産分野(違法伐採対策を含む)での協力や、サービス貿易及び投資の自由化・保護についての交渉継続につき規定。2016年、我が国企業等が輸出に際しAJCEP特惠関税を利用したケースは約15000件に上る(原産地証明書発給数ベース)。

平成30年1月25日
経済連携課

2 交渉経緯等

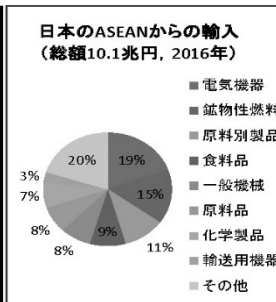
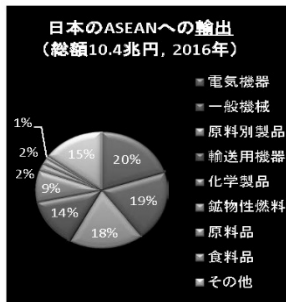
2005年 4月 交渉開始(以降、11回の交渉会合を開催。)
2007年11月 日ASEAN首脳会議にて物品貿易に係る交渉妥結を確認。
2008年12月 順次発効(以降、合同委員会を定期的に開催。)
2010年10月 投資及びサービス分野に係る交渉開始。
2015年11月 日・ASEAN首脳会議にてサービス交渉の終了を確認。
2016年 9月 日・ASEAN首脳会議にて投資交渉の終了を確認。
→現在: 投資章・サービス章を組み込む改正議定書につき最終調整中。

【ASEAN側オファー】

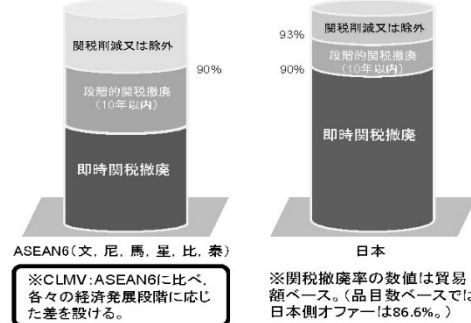
●原産地規則の累積による裨益効果大の品目(薄型TV、薄型TVパネル、自動車部品等)につき、多くの国との関係で十分な関税撤廃・削減が約束され、質の高い内容を実現。

【日本側オファー】

●多くの鉱工業品につき、10年以内関税撤廃を約束。
●農林水産品につき、関税削減等によりASEAN側の関心に配慮し、日本側として最大限の努力。



統計出典: 財務省貿易統計



○AJCEP協定に基づく特惠関税率

<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html>

●NAFTA再交渉第7回会合開催される

2月25日から3月5日まで、メキシコシティにおいて第7回となるNAFTA再交渉会合が開催された。ライトハイザーUSTR代表は、今回の交渉会合にて、「良い規制慣行 (Good Regulatory Practices)」「衛生植物検疫措置 (SPS)」「(法令の) 公表および執行 (Publication and Administration)」の3分野で合意が成立したと発表した。一方、再交渉分野全体の30章のうち、現在合意が成立しているのは6章にすぎないとして、おり、(1) (国外への) アウトソースを助長しない協定内容への変更、(2) 米国の製造業や労働者を公平に扱う原産地規則の策定、(3) 政府調達規則の改定、の3つを特に重要な分野として例示し今後の交渉の進展を促した。

2018年3月8日 JETRO 「通商広報」



●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて



○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、
 2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回
 交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、
EPAに関する共同研究開始を決定。
 2011年11月
 ~2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。
 2012年7月 : 共同研究報告書の公表。
 2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、
日コロンビアEPA交渉開始に合意。
 2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。
 2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。
 2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。
 2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。
 2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。
 2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。
 2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。
 2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに適切な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブリティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催

●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて



○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、
 同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前
向きに対処することで意見が一致。
 2011年3月
 ~2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全
4回開催。
 2012年3月 : 共同研究報告書の公表。
 2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交
渉の開始に合意。
 2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

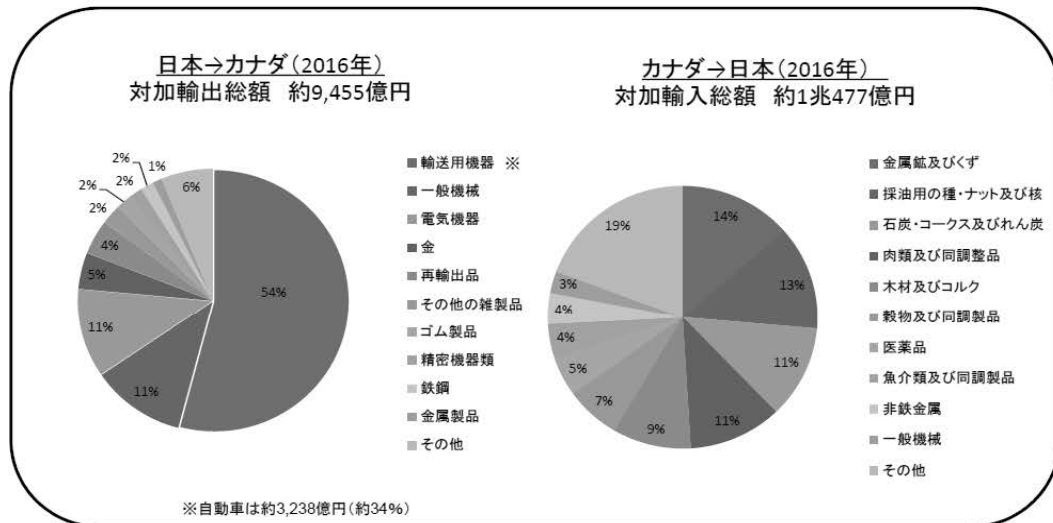
- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブリティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

日加の主要貿易品目

日加間の貿易は、日本はカナダから主に金属・鉱物、農産品及び木材を輸入し、日本はカナダ主に自動車や機械等の製造業品を輸出するという相互補完的關係にある。



●日・トルコ経済連携協定について

日トルコEPAについて

1. これまでの経緯

- 2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。
- 2011年12月：訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。
- 2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資関係会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。
- 2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。
- 2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。
- 2013年7月：共同研究報告書を公表。
- 2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。
- 2014年6月：スコーピング協議。
- 2014年12月：第1回交渉会合を開催。(於：東京)
- 2015年4月：第2回交渉会合を開催。(於：トルコ)
- 2015年9月：第3回交渉会合を開催。(於：東京)
- 2016年1月：第4回交渉会合を開催。(於：トルコ)
- 2016年6月：第5回交渉会合を開催。(於：東京)
- 2017年1月：第6回交渉会合を開催。(於：トルコ)

2017年9月：第7回交渉会合(東京)

2018年1月：第8回交渉会合(トルコ)

2. 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

- 日EU・EPAとの関係
両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。
- センシティブ品目の扱い
関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブ性を強調。
- 結論
特定の品目のセンシティブ性に留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3. 今後の予定

次回(第7回)会合は、外交ルートを通じて調整中。



●特許公開情報

2018年3月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年3月公開分)

<3月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-048432	ユニチカ株式会社	成型用メッシュ織物の製造方法
2	特開 2018-048421	ユニチカトレーディング株式会社 日本エステル株式会社	濃染性ポリエステル織編物、及びその製造方法
3	特開 2018-048413	日本エステル株式会社	潜在捲縮性複合繊維、捲縮性複合繊維、及び布帛
4	特開 2018-048412	帝人フロンティア株式会社	モールヤーンおよび織編物
5	特許 6303077	日本毛織株式会社	結束紡績糸とこれを用いた繊維生地及び衣料用繊維製品
6	特開 2018-040094	エフアールエックス ポリマーズ、インク。(米国)	ポリエステル繊維の難燃剤としてのホスホン酸ポリマー、コポリマー、およびそれぞれのオリゴマー
7	特開 2018-040088	東洋紡 S T C 株式会社	織物
8	特開 2018-040068	帝人株式会社	布帛および繊維製品
9	特開 2018-039150	トヨタ自動車東日本株式会社	複合織物及び自動車外装部材
10	特許 6292368	株式会社村田製作所	布、衣料、医療部材、生体作用布、物質吸着用布、および菌対策用布
11	特開 2018-036557	グンゼ株式会社 株式会社美和テック	定着器用摺動部材
12	特開 2018-035494	テッシトウーラ クララ エス.アール.エル。(伊)	織物製造方法
13	特開 2018-035474	三菱レイヨン株式会社	ポリプロピレン繊維とセルロース系繊維との混用織物
14	特開 2018-035459	東レ株式会社 創和テキスタイル株式会社	繊維製品
15	特開 2018-035456	ユニチカ株式会社	布帛製補強材の製造方法
16	特開 2018-031104	日本エステル株式会社 ユニチカトレーディング株式会社	マルチフィラメント糸及びその織編物

< 2月追加分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特許 6285583	エステックサービス株式会社	内装用モケット
2	特開 2018-027054	ユニチカ株式会社	フロートカバー
3	特開 2018-027040	松山毛織株式会社	ロールペールの成形・保管方法
4	特開 2018-025395	日本電信電話株式会社	ウェアラブルセンサおよびセンサシステム
5	特開 2018-024973	ルブリゾル アドバンスド マテリアルズ, インコーポ レイテッド (米国)	薄ゲージの定圧縮率弾性繊維からなる高強度布
6	特開 2018-024970	ユニチカトレーディング株 式会社 日本エステル株式会社	マルチフィラメント糸及びその織編物
7	特開 2018-024955	東レ株式会社	合成繊維およびその製造方法

3月の行事

- 3月 2日…………… 綿工連綿's 倶楽部全国交流会(愛媛県今治市)
- 3月 7~8日……… 播州織総合素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月12日…………… 一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会、綿スフ工連、綿工連正副理事長(正副会長)会議(大阪・綿業会館)
- 3月15日…………… 第118回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 3月23日…………… 「平成30年度綿スフ織物業振興事業助成金事業」に係る外部審査会

4以降の行事

- 4月 5~6日……… 第6回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 4月23日…………… 綿スフ工連・綿工連・一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体について
監事監査(東京)
- 5月 9~10日……… JFW-Premium Textile Japan 2019S/S(東京国際フォーラム)
- 5月 9日…………… 第119回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 5月11日…………… 綿スフ工連・綿工連理事会(大阪・綿業会館)
- 5月12…………… 綿工連綿's 倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 5月25日…………… 綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、一般財団法人日本綿スフ機業同交
理事会・評議員会(大阪・綿業会館)



“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ビュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。

